

川越市重度心身障害者医療費支給制度 事務取扱要領

この制度は、重度心身障害者が医療機関等で診療を受けたときの自己負担額（健康保険適用の一部負担金、入院時の食事療養標準負担額等）及び訪問看護基本利用料等を支給する制度です。

制度の概要

1. 対象者

川越市に住所があり（一部、川越市外の障害者施設等に入所している方を含む）、健康保険に加入していて、

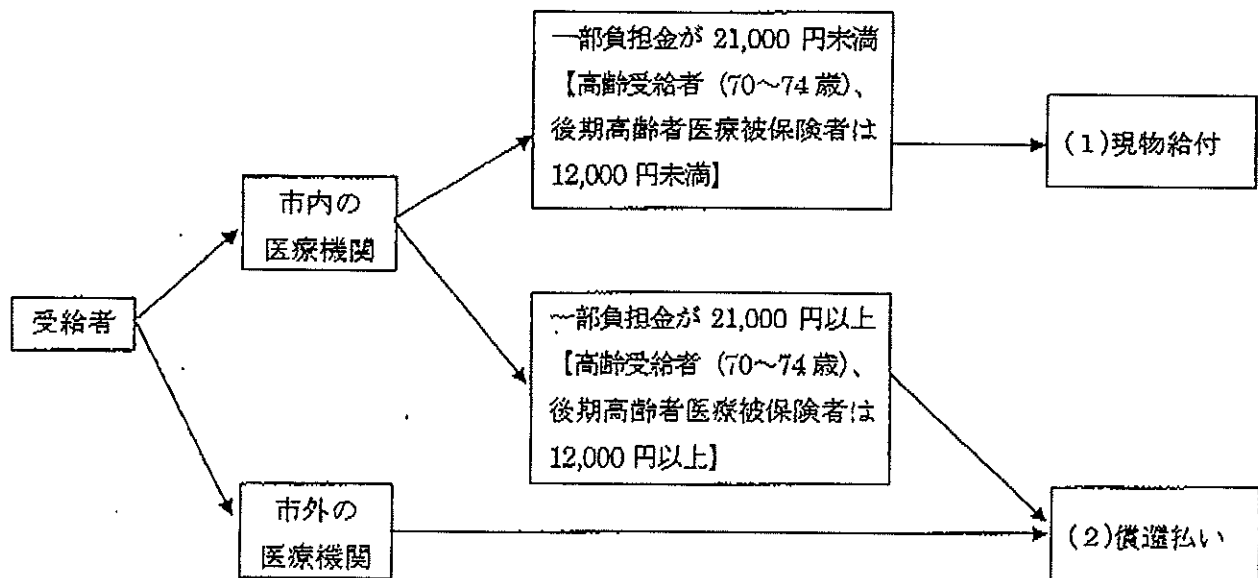
①身体障害者手帳 1～4 級 ②療育手帳 ㉠・A・B

③ 65 歳以上で精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持し、広域連合の障害認定を受けているのいずれかに該当する方で、重度心身障害者医療費の資格登録を行った方が対象です。

2. 支給内容

各種医療保険制度による医療費の一部負担金、及び他の法令による医療費の自己負担額（自立支援医療の所得制限による費用徴収額等）を支給します。また、入院時における食事療養標準負担額または生活療養標準負担額、訪問看護を受けた際の基本利用料を支給します。

3. 支給方法



(1) 現物給付

受給者が川越市内の医療機関で受診するときや、川越市内の訪問看護ステーションから訪問看護を受けるときに、「健康保険証」と市から交付された「重度心身障害者医療費受給者証」を提示し、1 か月の一部負担金等の合計が、21,000 円未満（70 歳～74 歳の高齢受給者または後期高齢者医療被保険者は 12,000 円未満）の場合は「現物給付」として医療機関での一部負担金等の支払いは無料とし、その一部負担金等は医療機関が市に請求することにより市が医療機関へ支給する方法です。（請求方法参照）

(2) 償還払い

上記の場合でも、1か月の一部負担金等の合計が、21,000円(70歳~74歳の高齢受給者または後期高齢者医療被保険者は12,000円)以上の場合は「償還払い」となり、医療機関は受給者より一部負担金等を領収し、受給者は医療機関の領収の証明等により市へ請求し支給を受ける方法です。

4. 請求方法

現物給付の取り扱いをした場合は、「川越市重度心身障害者医療費請求書」に1か月分をまとめて記入し、市役所医療助成課へ請求してください。

※ 川越市重度心身障害者医療費請求書記入上の注意

- I 受給者の加入医療保険の種類により請求用紙が異なります。
 - ①川越市国保加入者
 - ②川越市国保加入者(高齢受給者証該当者)
 - ③社会保険・国保組合加入者
 - ④社会保険・国保組合加入者(高齢受給者証該当者)
 - ⑤後期高齢者医療加入者
- II 一部負担金等は四捨五入をせず記入してください。
- III 他法点数欄には、公費分点数(自立支援医療等)がある場合に再掲でその点数を記入してください。
- IV 調剤薬局において処方元が複数ある場合は、処方元ごとに分け、診療科欄にその処方元の医療機関名を記入してください。

→ 請求用紙について

5. 領収書の交付

償還払いに該当する受給者から、「川越市重度心身障害者医療費支給申請書」の領収書欄(医療機関記入欄)への記入依頼がありましたら、下記により作成をお願いします。

- i 1ヶ月毎に、入院・外来別に記入してください。
- ii 保険診療一部負担金は、領収した金額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を含まない、一部負担金額)を記入してください。
- iii 総合病院での外来分は診療科別(平成22年3月診療分まで)、調剤薬局は処方元別に記入してください。
(レセプト1枚につき申請書1枚となる)
- iv 医療機関等が発行する領収書に次の6点が明記してある場合には、「川越市重度心身障害者医療費支給申請書」にその領収書を添付することで、上記の記入に代えることができます。
 - ①受給者名 ②診療月又は診療日、期間 ③保険診療分の総点数又は総金額
 - ④領収金額(自己負担額) ⑤領収書発行日 ⑥領収書発行者名、領収印
- v 市内医療機関については、受給者が償還払いを受ける際、医療機関経由による申請も可能となっております。ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 川越市役所 医療助成課 福祉医療担当
TEL049-224-8811 (内 3831)